

国指定文化財〈史跡〉

指定日 令和6年2月21日

所在地 菊池市北宮

きたみややかたあと 北宮館跡

※以前は菊之城跡という市指定史跡の名称だったが、菊池氏遺跡が国指定史跡となる際に構成要素の一つとして名跡が変更された。



別名を菊池古城、深川城、雲上城といい、大宰府の荘官として赴任した藤原則隆が延久2年(1070)に館を構えた場所で、城としての備えをある程度持っていたと考えられる。当時の交通手段は主に舟運に頼っていたが、堤防がなかったときの自然の流れでは、この辺りが舟着場であったと思われる。周囲の地形は、この右岸を要とした穀倉地帯が扇状に広がっており、舟着場のある対岸の赤星荘も一族の支配地であった。

この城はある程度の防備機能を有していたとされるが、本来の守備には適していなかったようで、南北朝の騒乱期に入り14代武士のときに、合志幸隆によりこの城が奪われてしまう事態が起こるが、武士の兄武光が奪還して15代を継承した。その後16代武政の時に、より守備に適した守山城に本拠地が移された。

城跡から西に200mくらいのところに菊池初代則隆の墓があり、さらにその少し先に「菊之池」があることから、当時の館の縄張りはその辺りまで広がっていたことも考えられる。

字図を見ると、現在碑の建つ場所は北宮字「城の堀」となっており、東に向かって「下市場、上市場」と続いている。この付近は当時菊池氏の経済的活動が行われていた本拠地ではないかと推測される。